

佐賀県青少年健全育成条例施行規則

制定	昭和52年	7月29日	規則第43号
改正	昭和56年10月	8日	規則第41号
改正	昭和58年12月	24日	規則第62号
改正	平成元年12月	21日	規則第74号
改正	平成2年	4月1日	規則第33号
改正	平成2年10月	15日	規則第48号
改正	平成8年	8月7日	規則第38号
改正	平成9年	3月31日	規則第41号
改正	平成11年	6月18日	規則第42号
改正	平成11年	7月30日	規則第49号
改正	平成12年	3月31日	規則第53号
改正	平成13年	1月5日	規則第1号
改正	平成13年	3月30日	規則第16号
改正	平成13年	3月30日	規則第22号
改正	平成14年	3月29日	規則第39号
改正	平成16年	3月31日	規則第16号
改正	平成17年	3月31日	規則第55号
改正	平成18年	3月17日	規則第9号
改正	平成19年	2月28日	規則第2号
改正	平成20年	8月12日	規則第65号
改正	平成21年	8月28日	規則第54号
改正	平成22年	6月30日	規則第45号
改正	平成24年	3月30日	規則第14号
改正	平成24年12月	28日	規則第82号
改正	平成26年10月	6日	規則第88号
改正	平成27年12月	21日	規則第43号
改正	平成28年	3月31日	規則第19号
改正	平成28年	3月31日	規則第20号
改正	平成30年	3月26日	規則第10号
改正	令和元年	12月19日	規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、佐賀県青少年健全育成条例(昭和52年佐賀県条例第24号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(掲示の様式)

第2条 条例第12条第3項の規定による掲示は、様式第1号によるものとする。

2 条例第 2 1 条第 2 項の規定による掲示は、様式第 2 号によるものとする。

(知事が指定する団体等)

第 2 条の 2 条例第 1 3 条第 4 項に規定する知事の指定するものが審査し、青少年の視聴を不適当としたものは、次に掲げる団体が 1 8 歳未満の者に対して販売し、又は貸し出すことを禁止したもの (1 5 歳未満の者に対してのみ販売し、又は貸出すことを禁止したものを除く。) とする。

(1) 一般社団法人日本コンテンツ審査センター

(2) 一般社団法人コンピュータソフトウェア倫理機構

(自動販売機の設置届出等)

第 3 条 条例第 1 5 条の 2 第 1 項の規定による届出は、自動販売機設置届出書 (様式第 3 号) により行うものとする。

2 条例第 1 5 条の 2 第 1 項第 4 号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 自動販売機の設置場所を提供している者の氏名、住所及び電話番号

(2) 自動販売機により販売しようとする物品の種類

(3) 販売開始予定年月日

3 条例第 1 5 条の 2 第 3 項の規則で定める事項は、条例第 1 5 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに前項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項とする。

4 条例第 1 5 条の 2 第 3 項の規定による届出は、届出事項の変更の場合にあつては自動販売機届出事項変更届 (様式第 4 号)、自動販売機の使用の廃止の場合にあつては自動販売機使用廃止届 (様式第 5 号) により行うものとする。

5 条例第 1 5 条の 2 第 4 項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に掲げる書類とする。

(1) 条例第 1 5 条の 2 第 1 項の規定による届出の場合 自動販売機の設置場所付近の見取図及び設置場所の土地又は建物が他人の所有又は管理に係るときは、その設置を承諾することを証明する書類

(2) 第 2 項第 1 号に係る条例第 1 5 条の 2 第 3 項の規定による変更の届出の場合 第 2 項第 1 号の自動販売機の設置場所を提供している者に変更があつた場合において、当該設置場所の土地又は建物が他人の所有又は管理に係るときは、その設置を承諾することを証明する書類

(自動販売機届出済証等の様式)

第 4 条 条例第 1 5 条の 3 に規定する届出済証は、様式第 6 号によるものとする。

2 条例第 1 5 条の 3 に規定する表示は、様式第 7 号によるものとする。

(携帯電話インターネット接続役務契約に係る書面の記載事項等)

第 4 条の 2 条例第 1 8 条の 5 第 1 項の規則で定める事項は、青少年がインターネットを不適切に利用することにより、犯罪を誘発し、又は犯罪による被害を受けるおそれがあることとする。

(青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出等に係る書面の記載事項等)

第 4 条の 3 条例第 1 8 条の 5 第 2 項及び第 4 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 申出の年月日

(2) 保護者の氏名、住所及び電話番号

(勧告の様式)

第 5 条 条例第 1 7 条、第 1 8 条第 1 項及び第 1 8 条の 6 第 1 項の規定による勧告は、様式第 8 号によるものとする。

(措置命令の様式)

第 5 条の 2 条例第 1 6 条第 4 項及び第 1 8 条第 2 項の規定による措置命令は、様式第 9 号によるものとする。

(遊技業等)

第 6 条 条例第 2 1 条第 1 項の規定による規則で定める営業は、次に掲げる営業とする。

(1) 硬貨又はメダルを投入することにより作動する遊技機を設置して客に遊技を行わせる営業 (風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号) 第 2 条第 1 項第 5 号に掲げる営業を除く。)

(2) 設備を設けて客に玉突き、ボーリング又は卓球を行わせる営業

(3) 個室を設け、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる営業

(4) 漫画喫茶 (その名称の如何を問わず、漫画本の閲覧を主たる利用の目的とする客のために、相当量の漫画本を備える店舗をいう。) の営業

(5) インターネットカフェ (その名称の如何を問わず、インターネットの視聴を主たる利用の目的とする客のために、インターネットを利用することができる端末設備を設置する店舗をいう。) の営業

(医薬品)

第 7 条 条例第 2 3 条第 5 号の知事が別に定める医薬品は、次に掲げる医薬品とする。

(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和 3 5 年法律第 1 4 5 号) 第 5 0 条第 1 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が指定した医薬品で向精神薬以外のもの

(2) エフェドリン、メチルエフェドリン及びこれらの塩類を含有する医薬品

(審議会の会長等)

第 8 条 条例第 2 4 条に規定する佐賀県青少年健全育成審議会 (以下「審議会」という。) に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

(会長等の職務)

第 9 条 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 1 0 条 審議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審議会は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 1 0 条の 2 条例第 2 5 条第 4 項に規定する部会に属すべき委員は、会長が指名する。

- 2 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 3 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 4 第9条第2項及び第10条の規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「副会長」とあるのは「副部会長」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(審議会の庶務)

第11条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(立入調査職員)

第12条 条例第28条第1項に規定する指定する職員は、次に掲げる者のうちから知事が指定する者とする。

- (1) 健康福祉部の職員
- (2) 教育庁の職員
- (3) 警察官のうち青少年補導担当の職にある者
- (4) 少年補導職員

(立入調査を行う職員の証明書)

第13条 条例第28条第3項に規定する身分を示す証明書は、様式第10号によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条、第8条、第9条及び様式第1号から様式第4号までの規定は、昭和52年11月1日から施行する。

附 則 (昭和56年規則第41号)

この規則は、昭和57年2月1日から施行する。

附 則 (昭和58年規則第62号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年規則第74号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年規則第33号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、使用することができる。

附 則 (平成2年規則第48号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年規則第38号)

この規則は、平成8年10月1日から施行する。

附 則 (平成9年規則第41号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 11 年規則第 49 号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成 11 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年規則第 53 号）

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年規則第 1 号）

この規則は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成 13 年規則第 16 号）

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年規則第 22 号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年規則第 39 号）

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年規則第 16 号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年規則第 55 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年規則第 9 号）

この規則は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

附 則（平成 19 年規則第 2 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年規則第 65 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年規則第 54 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年規則第 45 号）

この規則は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年規則第 14 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年規則第 82 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年規則第 88 号）

この規則は、平成 26 年 11 月 25 日から施行する。

附 則（平成 27 年規則第 63 号）

この規則は、平成 28 年 6 月 23 日から施行する。

附 則（平成 28 年規則第 19 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政不服審査法(平成26年法律第68号)附則第3条の規定によりなお従前の例によるものとされた行政庁の処分又は不作為についての不服申立てについては、この規則による改正後の佐賀県青少年健全育成条例施行規則、生活保護法施行細則、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則、児童福祉法第56条の規定に基づく負担金徴収等規則、佐賀県小規模水道条例施行規則、肥料取締法施行細則、佐賀県屋外広告物条例施行規則、佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則、知事が管理する公文書の開示等に関する規則、知事が取り扱う個人情報保護に関する規則、佐賀県公有財産規則、佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則及び住民基本台帳法施行細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の佐賀県青少年健全育成条例施行規則、生活保護法施行細則、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則、児童福祉法第56条の規定に基づく負担金徴収等規則、佐賀県小規模水道条例施行規則、肥料取締法施行細則、佐賀県屋外広告物条例施行規則、佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則、知事が管理する公文書の開示等に関する規則、知事が取り扱う個人情報保護に関する規則、佐賀県公有財産規則、佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則及び住民基本台帳法施行細則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成28年規則第20号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年規則第10号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年規則第29号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。